



広報

みはら

三原村公式Instagram



村税納付

期限のおしらせ

- 軽自動車税 全期 令和8年4月30日
- 固定資産税 第1期 令和8年6月 1日

よろしくお願ひします。

4

人口と世帯数 | 総人口：1,322人 | 男：648人 | 女：674人 | 世帯数：716世帯

(令和8年2月28日現在)



火災 救急は119



～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

住宅用火災警報器の設置状況調査を行います！

日頃より幡多西部消防組合三原分署の消防行政にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。今年も住宅用火災警報器の設置状況調査を行うこととなりましたので、ご協力の程よろしくおねがいいたします。

【調査期間】 令和8年4月1日～令和8年4月30日（午前9時から午後5時まで）

【調査地域】 三原村全域（調査世帯は無作為に抽出）

【調査方法】 消防職員による訪問調査（玄関先等で聞き取り）

【調査内容】 ・住宅用火災警報器の設置状況
・住宅用火災警報器の設置後経過年数の確認 など



○まだ住宅用火災警報器を設置していない方

住宅用火災警報器は、火災による危険を警報音や音声により早期に知らせてくれる機器で、初期消火や避難、消防署へ早期に通報する時間を与えてくれます。

現在、全ての住宅に設置が義務化されています。自分や家族、近隣住民の大切な命や財産を守るためにも設置をおねがいします。

【設置場所】 ・寝室に使う全ての部屋の天井または壁面
・2階以上に寝室があれば階段の天井または壁面にも設置が必要
※詳しくは幡多西部消防組合三原分署へお問い合わせください

○すでに住宅用火災警報器を設置している方

住宅用火災警報器は、設置後10年が取り換えの目安となっており、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を有効に感知しないおそれがあります。

【点検方法】 ・本体のボタンを押すか、ひもを引く
・正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります
・半年に1回以上は点検しましょう



悪質な訪問販売にご注意を！

住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカーなどを通常より高額な金額で売りつける事案が発生しています。消防署が販売を行うことや、販売の委託をすることはありません。不審な訪問販売や電話があった場合には幡多西部消防組合三原分署もしくは宿毛警察署にご相談ください。

住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務！

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・
幡多西部消防組合 三原分署 予防係 0880-46-2629



令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始します。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページ※では、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

※新たな防災気象情報に関する特設ページ：

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>



	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

三原村高齢者補聴器購入助成金について

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して、補聴器本体の購入費を助成することにより、聴力低下による閉じこもりや認知機能の低下等を防ぐとともに、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的としています。

交付対象者

下記の全てに該当する方が交付対象となります。

- ◆本村に住所を有し、満65歳以上である者
- ◆本村に納付すべき債務を滞納していない者
- ◆『身体障害者福祉法第15条第4項目』に規定する聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない者
- ◆『障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律』に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない者
- ◆片耳レベルが40dB以上70dB未満の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用の必要性が認められた者。
- ◆過去に本事業を利用したことがない者

助成金交付額

補聴器本体の購入費2分の1のうち、5万円を上限とする。

※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象としない。

ただし、医師が必要性を認めた場合はイヤモールドの費用も対象とする。

※補聴器を購入する前に、申請及び交付決定を受ける必要があります。

提出先・お問い合わせ 三原村役場 住民課 福祉係 ☎46-2111

令和8年度 相談所開設の日程が決まりました

行政相談委員の中内 昭子さんと、人権擁護委員の阿部 あけみさん、山岡 美佐代さん、心配ごと相談委員の大塚 佐代さんが、皆さんの悩みや人権の相談をお聞きします。

令和8年度 特設相談所日程

	開設時間	担当委員名	相談内容
令和8年 4月 6日 (月)	10:00～12:00 13:00～15:00	中内 昭子 阿部 あけみ 山岡 美佐代 大塚 佐代	行政・人権・心配ごと
令和8年 6月 1日 (月)			
令和8年 8月17日 (月)			
令和8年10月 5日 (月)			
令和8年12月 7日 (月)			
令和9年 2月 8日 (月)			

場所：農業構造改善センター（宮ノ川1113番地2）

※費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

相談窓口・支援機関等

高知県内の人権に関する相談窓口や支援機関をご紹介します。
悩みごとの相談にご利用ください。

区分	相談内容	機関名	連絡先	相談時間
人権全般	人権全般に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	0570-0003-110	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	088-823-9804	
		(公財) 高知県人権 啓発センター	088-821-4681	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)
		法テラス高知	050-3383-5577	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)
		高知弁護士会	088-822-4867 (相談予約専用)	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)
088-872-0324 (代表電話)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)			

三原村くらし助け合い事業

三原村くらし助け合い事業は「ちょっと困った」と思っている方と「手伝います」という方の助け合う想いをマッチングする活動です。



ちょっと困った／手伝います 例

- ゴミ出し
- 話し相手
- 簡易な調理
- 電池・電球の交換
- 庭の草刈
- 掃除・洗濯
- 布団干し
- 布団の洗濯
- 生垣の剪定
- 買い物代行
- 家具移動
- 家電の操作援助
- 畑の手伝い
- 雨どい掃除
- 台風の防備
- 軽微な修繕 など

※送迎に関する事、身体介護は行えません。介護保険等他サービスで対応できないことが対象となります。上記以外もご相談ください。

お手伝いできる方

くらし支援員

三原村に住所を有する
18歳以上の方
支援可能な項目を選び
登録していただきます

謝 礼

有償ボランティア制度です
サービスの内容により村内で使える商品
券をお渡します

お手伝いを希望される方

サービス利用者

三原村に住所を有する
①65歳以上の方
②障がいのある方
③その他一時的に支援が必要な方

利用料金 500円
利用時間 1時間以内
利用回数 1日1回

活動日時：平日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

お手伝いを希望される方、お手伝いできる方を受付しております。

福祉センター(46-2140)までお気軽にご連絡ください。



三原村立福祉センター

住所：〒787-0801 三原村柚ノ木1007-1

TEL：0880-46-2140 FAX：0880-46-2141 メール：fukushi@vill.mihara.lg.jp

三原村福祉タクシー事業について

三原村では一部の身体障害者を対象者に、福祉タクシーで利用できるチケットを申請により発行しています。

○対象者について

障害者	要介護者
下肢：1～6級	要介護者2～5 ※三原村から介護認定を受けていることが条件です。
体幹：1～3、5級 ※体幹に4級なし	
視覚：1～6級	

※いずれも三原村内に住所を有していることが条件です。

○チケットの内容

500円×30枚綴り（15,000円分）

○チケットの発行手続きについて

障害者手帳若しくは要介護度が確認できる介護保険証をお持ちのうえ三原村役場住民課住民福祉係までご来庁ください。

チケット発行枚数には限りがあります。

チケット発行の申請受付は上限に達し次第、締め切りますのでご注意ください。

○チケットが使用できるタクシー業者について

村から指定されている村内業者のみチケットが使用できます。

指定業者については、チケットに記載しております。

○お問い合わせ先

三原村役場 住民課 住民福祉係 TEL：0880-46-2111

黒岩 昌子さんが『高知県知事表彰』を受賞

三原村食生活改善推進協議会 副会長の黒岩昌子さんが、高知県栄養関係功労者の食生活改善事業功労者部門で、高知県知事表彰を受賞されました。

黒岩さんは平成4年4月から三原村食生活改善協議会の推進員となり、平成22年に三原村食生活改善推進協議会の役職を担ってからは、さらに村の保健事業へ積極的に参画され、協議会の中心として活躍されています。

本当におめでとうございます。

令和7年度

高知県栄養関係功労者知事表彰式



ペットボトルのラベルについてご協力ください

現在、三原村ではペットボトルを廃棄する際のラベルについて、配布しているカレンダー等に特別な記載はありません。

従来、ペットボトルをリサイクルする際は、ペットボトル容器本体とラベルの重量差を利用し、風力を使って分離・選別していましたが、容器の軽量化に伴い、機械での選別が困難となっており、リサイクル時にラベル等の異物が混入することでリサイクル品の品質が低下してしまいます。

そのため、全国的にも多くの自治体が、ペットボトルを廃棄する際は「容易に剥がせるラベルは剥がして出す」よう呼びかけています。

このような状況から、三原村でもペットボトルを捨てる際は、できる限りラベルを剥がして各ゴミステーションに出していただきますようお願いいたします。

また、個人で幡多クリーンセンターに持ち込む場合も同様にラベルを剥がしていただきますようお願いいたします。

皆様にはお手数をおかけしますが、ご理解ご協力よろしくをお願いします。

※キャップ（栓）については、引き続き取り除いて出してください。

都道府県お問い合わせ先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-204-5269	滋賀県	077-528-3514
青森県	017-734-9278	京都府	075-414-4616
岩手県	019-629-5481	大阪府	06-6944-6662
宮城県	022-211-2582	兵庫県	078-341-7711
秋田県	018-860-1318	奈良県	0742-27-8509
山形県	023-630-2243	和歌山県	073-441-2476
福島県	024-521-7166	鳥取県	0857-26-7145
茨城県	029-301-3337	島根県	0852-22-5240
栃木県	028-623-3054	岡山県	086-226-7320
群馬県	027-898-3564	広島県	082-513-3036
埼玉県	048-830-3286	山口県	083-933-2800
千葉県	043-223-2337	徳島県	088-621-2170
東京都	03-5320-4077	香川県	087-832-3265
神奈川県	045-210-4917	愛媛県	089-912-2434
新潟県	025-280-5180	高知県	088-823-9664
富山県	076-444-3199	福岡県	092-643-3301
石川県	076-225-1467	佐賀県	0952-25-7058
福井県	0776-20-0711	長崎県	095-895-2427
山梨県	055-223-1465	熊本県	096-333-2187
長野県	026-235-7094	大分県	097-506-2688
岐阜県	058-272-8349	宮崎県	0985-26-7061
静岡県	054-221-3625	鹿児島県	099-286-2828
愛知県	052-954-6632	沖縄県	098-866-2175
三重県	059-224-3092		

請求手続きの簡素化のため
「氏名等届出書」の
提出を廃止しました

国債の償還について

国債の償還金は、令和8年から毎年1回償還日（4月15日）以降に、年5万5千円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/>

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金 のご案内

〔第十二回特別弔慰金〕

令和7年 令和10年
請求期間 **4月1日**から**3月31日**まで



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

支給対象者

令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

令和7年**4月1日**から
令和10年**3月31日**まで

（この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。）

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率が決まりました 令和8年度から子ども・子育て支援金が始まります

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。令和8・9年度の保険料率については、基金を活用したうえで、以下のとおり見直しました。高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来に渡って、安定した制度運営を行い、被保険者の皆さまに安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いいたします。

また、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が始まります。子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

令和6・7年度の保険料率

●被保険者均等割額 56,000円 ●所得割率 10.78% ●賦課限度額 80万円



令和8・9年度の保険料率

【基礎賦課分】（令和8・9年度共通）

●被保険者均等割額 60,400円 ●所得割率 10.31% ●賦課限度額 85万円

【子ども・子育て支援納付金分】（令和8年度）

●被保険者均等割額 1,393円 ●所得割率 0.24% ●賦課限度額 2万1千円

令和8年度の個々の保険料額につきましては、前年（令和7年）中の所得が確定した後、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれで計算が行われ、次の方法により7月初旬に決定する予定です。

★令和8年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

基礎賦課分
(賦課限度額85万円) = 被保険者均等割額 60,400円 + 所得割額 賦課基準額×10.31%

子ども・子育て
支援納付金分
(賦課限度額2万1千円) = 被保険者均等割額 1,393円 + 所得割額 賦課基準額×0.24%

1人あたりの年間保険料 = 基礎賦課分 + 子ども・子育て支援納付金分

○賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

また、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

(基礎賦課分=Ⓜ、子ども・子育て支援納付金分=Ⓩ)

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額(※1)	
		改正前(令和7年度)	改正後(令和8年度以降)
7割	Ⓜ16,912円 ※2	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)以下	変更無し
	Ⓩ417円		
5割	Ⓜ30,200円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+ (30.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+ (31万円×被保険者数)以下
	Ⓩ696円		
2割	Ⓜ48,320円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+ (56万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数(※1)-1)+ (57万円×被保険者数)以下
	Ⓩ1,114円		
軽減無し	Ⓜ60,400円	上記以外の方	変更無し
	Ⓩ1,393円		

※1 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円(65歳未満の方は60万円)を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※2 令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対しては、更に0.2割の軽減を行います。

●軽減判定の注意点

- ・65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- ・事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。(専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します)
- ・譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

介護保険料・後期高齢者医療保険料特徴仮徴収のお知らせの廃止について

これまで、特別徴収(年金からの天引き)で保険料を納めている方には、毎年4月に仮徴収の金額(4月・6月・8月に年金から天引きされる保険料)を記載したお知らせを発送していましたが、4月・6月・8月の保険料については、前年度2月分の保険料と同額となるため、令和8年度からお知らせの発送を廃止させていただきます。保険料の変更や徴収方法の変更(特別徴収追加)等がある方については随時、通知を発送いたします。

年間の保険料は7月中に発送する保険料額決定通知書にてご確認ください。

皆様のご理解ご協力をお願いします。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。所得が少ない、失業、事業の廃止(廃業)などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から手続きができますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者(又は第3号被保険者)への切替え手続きが必要です。お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例及び産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.htm

幡多年金事務所の出張年金相談について

令和8年度の三原村役場での出張相談の実施はございません。

年金相談につきましては、幡多年金事務所窓口相談をご利用いただきますようお願いいたします。

また、窓口相談の際には、予約相談をご利用いただくと待ち時間もなく安心・便利です。

なお、ご予約やお問い合わせのお電話の際には、基礎年金番号またはマイナンバーをご準備ください。

年金受給者の各種通知書の再交付やご自身の年金記録、年金受給見込み額の確認につきましては、「ねんきんネット」を利用したお手続きや照会が可能になっておりますので、かんたん便利な「ねんきんネット」をぜひご利用ください。

不正大麻・けし撲滅運動

令和8年4月15日から7月31日まで不正大麻・けし撲滅運動を実施します。

けしの中には、法律で栽培が禁止されているものがあります。

【栽培してはいけないけしの主な特徴】*葉、莖、つぼみにほとんど毛がない。

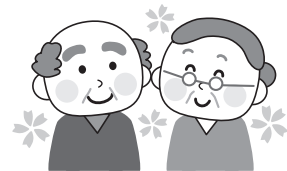
*葉が莖から直接生え、その付け根は葉を巻き込んでいる。

ご相談は、幡多福祉保健所 衛生環境課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 幡多福祉保健所 衛生環境課 (0880-35-5982)

第69回 金婚夫婦祝福式典のご案内

- 主催** 高知新聞社、RKC高知放送、高知新聞社会福祉事業団
- 式典日時** 9月1日（月）午後2時開式
- 会場** 四万十会場 新口イヤルホテル四万十（四万十市中村小姓町26）
【対象】 宿毛市・土佐清水市・四万十市・高岡郡（四万十町）・幡多郡（大月町、三原村、黒潮町）
- 行事** 関係各位からご祝辞をいただき、祝辞状やおよろこびの品々を贈呈して祝福します。
- 資格** 1976（昭和51）年1月1日～同年12月31日に結婚された県内在住のご夫婦
※上記の期間以前にご結婚されたご夫婦でも、初めてお申し込みいただく場合は参加可能です
※これまでに一度お申し込みいただいたご夫婦の再申し込みはできません。何卒ご了承ください
- 申込方法** 申込用紙に、①2人の氏名（振り仮名）②生年月日③年齢④職業（無職の場合は元職）
⑤郵便番号⑥住所⑦電話番号（携帯電話含む）⑧結婚記念日⑨参加者名簿新聞掲載の際の氏名等の掲載可否、以上の9項目を漏れなく記入し、【三原村役場 住民課 金婚式担当者】までお申込ください。
※申込用紙は三原村役場住民課にてお渡ししております。
- 申込期限** 6月5日（金）まで ※必着
- 参加者への通知** 8月上旬頃にご自宅へ郵送いたします
- 【お問い合わせ先】 高知県幡多郡三原村来栖野346 三原村役場 住民課 住民福祉係



出生届を提出された方へ

ゆりかご祝金の支給について（お知らせ）

ご出産おめでとうございます。

三原村では、村への定住の促進を図るために、下記のとおり、ゆりかご祝金を支給しております。
下記の支給対象に該当される方は、ぜひ申請をご検討ください。

支給対象

- 村内に住所があり、実際に村内で生活をされているご夫婦。
- 申請後、引き続き5年以上村内に居住されることを確約できる場合。
- 村税及び村へ納入すべきものに滞納がないこと。

ゆりかご祝金の支給金額

- 第1子 30万円
- 第2子 50万円
- 第3子以降 100万円

手続き

三原村役場 住民課の窓口で申請してください。

申請期限

出生届の提出日から1ヶ月以内

注意事項

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①住所は三原村にあるが、実際は村外に住んでいる場合。
- ②5年以内に三原村から引っ越す見込みがある場合。

申請後、5年以内に支給要件を欠くことになった場合は、祝金の返還を求める場合があります。
提出先・お問い合わせは 三原村役場 住民課 福祉係 ☎46-2111



乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)が始まります

令和8年4月から、保育所等に通っていない乳児が、月一定時間まで保育施設を利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が全国で一斉に始まります。保護者の就労要件は問わず、子育て中のご家庭を幅広く応援する新しい制度です。

【対象者】 村内在住で保育所等に在籍していない満1歳の翌月～満3歳未満の児童

【実施施設】 三原保育所

【実施日時】

月曜日～金曜日	
午前9時30分から午前10時30分	午後2時から午後3時

【利用可能時間】 月に10時間まで

【利用料】 1時間300円 ※所得によって利用料の減免あり

【お問い合わせ】 三原村教育委員会 TEL: 0880-46-2559

令和8年度三原村高等学校生徒通学費助成金について

三原村から高等学校に通学する生徒の通学費を助成します。

助成対象期間 令和8年4月から翌年3月の通学分

助成対象となる方

- (1) 三原村に住所を有し、又居住しかつ就業年度まで高等学校に在学している生徒の保護者
- (2) 同一世帯の者が、村税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (3) 通学費について、他の助成金等を受けていないこと。

助成の対象となる通学費

- (1) 公共交通機関(路線バス・汽車等)の定期乗車券購入に要した費用。ただし、定期乗車券以外の乗車券購入に要した費用も同等の助成を行う。
- (2) 通学に用いる車賃(自家用車・原付バイク等)の助成は、自宅と高等学校までの区間の片道1キロメートルにつき30円を乗じて得た額を基本とし、利用者が車両等により登下校した回数に当該基本額を乗じて得た額を助成金の額とする。

助成金額

1ヶ月に、1万円を限度とする(令和8年4月から翌年3月の通学分)

助成には、申請が必要となります。

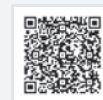
申請に必要な提出書類など、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

三原村教育委員会 TEL: 0880-46-2559

団体活動のための 小さな掛金 大きな補償

スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動などを行う4名以上のアマチュアのクラブ・サークル・グループが加入できます。



保険の詳細内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。

インターネットでかんたん加入
<https://www.sportsanzen.org>

保育所・小学校・中学校 行事紹介

1 / 24(土) 「ふるさと・未来」学習発表会〈小・中学校〉



1 / 30(金) 伝承遊び(凧あげ・駒回し)〈保育所〉



2 / 3(火) 節分 〈保育所〉



国際交流員の

ダーレン・リンです！

vol.10



あたたかな風とともに自然が色鮮やかになり、春の訪れを感じられる季節になりました。

春といえば、私には3つのものが思い浮かびます。桜、卒業、そして花粉症です。

海外では、日本の春といえば桜を思い浮かべる人が多いです。しかし、梅の花のことはあまり知られていないと思います。今年は去年より暖かかった影響で、梅の花は1月下旬に開花しました。深紅や純白、桃色の花が青空に映える光景はとても美しく、日本の春を実感しました。皆さんは何処かに梅を見に行きましたか？私は4回も見に行きました。この美しさを、地元の友達にも体験してもらい、その魅力を感じてほしいと思いました。

さて、皆さんにシェアしたいことがあります。

三原小・中学校の給食には、月に1回子ども達や先生食べたいものをリクエストできる「リクエスト献立」の日がありますが、1月末に給食センターとコラボし、私のリクエストメニューを提供してもらいました。今回は私のルーツを知ってもらうため、私が小さい頃から食べてきた料理を味わってもらいたいと思い、献立を考えました。

私にはオーストラリアと台湾の2つのルーツがあるため、2つメニューを考えました。オーストラリアからはフィッシュアンドチップス、台湾からはルーロー飯です。ちょうど全国学校給食週間に合わせて実施され、調理員の皆さんが心を込めて作っていただきました。子ども達もおいしく食べてくれ、とてもうれしく思いました。三原村の給食はメニューの種類が豊富で、調理員の皆さんが毎日一生懸命作ってくれるおかげで、幡多郡内でも三原の給食はおいしいと知られています。

因みに、オーストラリアには給食制度がありません。生徒はランチボックス（お弁当）を持参して、果物や野菜、サンドイッチ、ジュースを家から持っていきます。そして、持ってきていない生徒はキャンティーン（売店）で購入します。ハンバーガーやミートパイ、サンドイッチなどがありますが、現場であまり作ってないです。日本のように、皆が同じ温かい食事を一緒に食べる文化がないので、毎日こんなに美味しいものが食べられて、とても恵まれていると思いますし、本当に感謝しています。

最後に、少し寂しいお知らせがあります。

今年7月末をもって、オーストラリアに帰ることに決めました。詳しくは最後の広報で伝えたいと思います。残り4ヶ月間で皆さんと共に充実した日々を過ごしたいと思いますので、よろしくお願いします。



公民館教室生徒募集

令和8年度に開講している教室は記載のとおりとなっています。初心者の方も大歓迎です。参加を希望される方は、教育委員会までご連絡ください。年度途中での申込も受け付けますので、興味のある教室開催日にお気軽においでください。

尚、開催日等については、講師の都合等で変更になる場合がありますので、ご了承ください。



講師/森本 時子

開催日/第3月曜日

時間/13:30~15:00

場所/多目的室



講師/川崎 博子

開催日/第1火曜日

時間/13:30~15:30

場所/和室



講師/加用 則子

開催日/第2・4火曜日

時間/14:00~15:30

場所/講義室

〈花代実費〉



講師/東 尚子

開催日/第2木曜日

時間/13:30~15:30

場所/講義室



講師/新谷 水保

開催日/第2・4土曜日

時間/10:00~12:00

場所/講義室



講師/西川満壽代

開催日/第3土曜日

時間/13:30~15:00

場所/講義室

〈材料代実費〉



講師/山畑美恵子

開催日/第3日曜日

時間/10:00~12:00

場所/講義室

〈花代実費〉



講師/山田 啓子

開催日/第2・4日曜日

時間/10:00~12:00

場所/和室

【お問い合わせ】
三原村教育委員会
TEL: 46-2559
FAX: 46-2560

ご卒業 おめでとうございます



2025年度 高知県市町村対抗駅伝競走大会

県内の韋駄天たちが市町村対抗でその健脚を競う「高知県市町村対抗駅伝競走大会」。

2020年以降コロナ禍で中断されていた大会が、昨年、室戸・安芸市から会場を宿毛市にうつして復活。昨年は出場がかなわなかった三原村ですが、今年は何とか駅伝チームを復活させたいと、三原中学校の木下和樹先生を監督に迎え、出場をお願いに承えてくださった14名のランナーのおかげで、今年1月25日の大会に6年ぶりに出場することができました。

結果は総合26位となりました。チームは上の順位への成績アップを目指して、決意も新たに来年の大会出場を目指します。



出場選手

1区 (5.05.0km) : 黒岩海志郎	5区 (4.14.1km) : 川上悠希
2区 (2.22.2km) : 藤本天翔	6区 (2.32.3km) : 津野龍祐
3区 (5.15.1km) : 関本正太	7区 (7.37.3km) : 津野文哉
4区 (3.43.4km) : 大原健太	8区 (3.43.4km) : 宮口雅吉

控え選手

岡本 知憲	宇賀 瑠威	宇賀 正人
津野 展邦	藤本 聡	村木 雅也

MIHARA 子ども祭り

開催について

5月の「子どもの日」に因んで、子どもたちの健全な成長を祈念して今年間も『三原村子ども祭り』を開催します。
当日は、お楽しみイベントをたくさん用意していますので、是非ご来場ください！

開催日時 令和8年5月10日（日）
午前10：00～

場所 三原村中央公民館・やまびこ公園・三原村農業構造改善センター

イベント e-スポーツ体験・ものづくり体験・ミニ列車・お餅投げ・露店出店・カブトムシ幼虫プレゼント
…… などなど

主催：三原村青年団／後援：三原村教育委員会